

令和2年度答申第41号
令和2年10月7日

諮問番号 令和2年度諮問第39号（令和2年9月9日諮問）
審査庁 国土交通大臣
事件名 一般乗用旅客自動車運送事業の許可取消処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、A運輸局長（以下「処分庁」という。）から、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号。以下「タク特法」という。）37条8項に基づく負担金納付命令に違反したとしてタク特法52条1項に基づく一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取消処分（以下「本件処分」という。）を受けたことから、これを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

(1) タク特法34条1項は、特定指定地域内におけるタクシー事業に係る業務を行う者で特定指定地域ごとに国土交通大臣の指定するもの（以下「適正化事業実施機関」という。）は、当該業務の実施に必要な経費に充てるため、当該特定指定地域内に営業所を有するタクシー事業者から負担金を徴収することができる旨規定する。

- (2) タク特法 37 条 3 項は、タクシー事業者は、適正化事業実施機関に対し、負担金を納付する義務を負う旨規定する。
- (3) タク特法 37 条 6 項は、適正化事業実施機関は、納付義務者が納付期限までにその負担金を納付しないときは、督促状により、期限を指定して、督促しなければならない旨規定する。
- (4) タク特法 37 条 7 項は、適正化事業実施機関は、督促を受けた納付義務者がその指定の期限までにその督促に係る負担金及び延滞金（以下「負担金等」という。）を納付しないときは、国土交通大臣にその旨を申し立てることができる旨規定する。
- (5) タク特法 37 条 8 項は、国土交通大臣は、上記（4）の申立てがあったときは、納付義務者に対し、適正化事業実施機関に負担金等を納付すべきことを命ずることができる旨規定する。
- (6) タク特法 52 条 1 項は、国土交通大臣は、一般乗用旅客自動車運送事業を営む者がタク特法又はタク特法に基づく命令若しくは処分に違反したときは、6 月以内の期間を定めて輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは当該事業の停止を命じ、又は当該事業の許可を取り消すことができる旨規定する。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 処分庁は、平成 28 年 11 月 7 日、タクシー事業者である審査請求人に対し、同年 3 月 31 日付け負担金納付命令に違反したとして、輸送施設の使用の停止等を命じた。

（輸送施設の使用停止及び附帯命令書）

- (2) 適正化事業実施機関である P 法人（以下「本件適正化事業実施機関」という。）は、平成 30 年 11 月 15 日、審査請求人に対し、未納の負担金（合計 213 万 2000 円）を同月 30 日までに一括して納付するよう督促した。本件適正化事業実施機関は、審査請求人が同期限までに負担金を納付しなかったため、同年 12 月 6 日、処分庁に対し、その旨を申し立てた。

（督促状、申立書（平成 30 年 12 月 5 日付け））

- (3) 処分庁は、上記（2）の申立てを受けて、平成 30 年 12 月 18 日、審査請求人に対し、平成 31 年 1 月 17 日を納付期限として、負担金を納付すべきことを命じ（以下、この命令を「本件負担金納付命令」という。）、

同期限までに完納されない場合には、タク特法52条1項に基づく処分（再違反の場合、一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取消し）の手続を開始することがある旨を付言した。

（負担金納付命令書）

- (4) 本件適正化事業実施機関は、審査請求人が上記(3)の期限までに負担金を完納しなかったため、平成31年2月26日、処分庁に対し、その旨を申し立てた。

（申立書（平成31年2月22日付け））

- (5) 平成31年3月28日、A運輸局職員による審査請求人の代表取締役に対する聴聞（以下「本件聴聞」という。）が行われ、タク特法52条1項に基づく事業許可の取消処分の決定が妥当である旨の報告書（同年4月3日付け）が処分庁に提出された。

（聴聞調書、報告書（平成31年4月3日付け））

- (6) 処分庁は、平成31年4月11日、審査請求人に対し、本件負担金納付命令に違反したとして、同月25日をもって一般乗用旅客自動車運送事業の許可を取り消すとする本件処分の通知書を発出した。

なお、審査請求人は、同通知書が到達した同月18日までの間に、本件負担金納付命令に係る負担金を完納した。

（一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取消し、郵便物等配達証明書、報告書（令和元年6月25日付け））

- (7) 審査請求人は、平成31年4月24日、審査庁に対し、本件処分を不服として、本件審査請求をした。

（審査請求書）

- (8) 審査庁は、令和2年9月9日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

4 審査請求人の主張の要旨

- (1) 本件聴聞から本件処分までの期間について

審査請求人は、平成31年3月28日、本件聴聞に出席し、早急に未納金を支払うことを約束したところ、処分庁から、未納金を支払えば許可を取り消すつもりはないこと等を言われた。なお、本件聴聞については、議事録が作成されており、録音もされている。

審査請求人は、その教示に従い未納金を完納したが、本件聴聞が開催さ

れてからわずか2週間後に本件処分がなされている。

本件聴聞において、未納金についての支払合意があり、完納すれば許可の取消しを行わない旨の教示がなされていたにもかかわらず、何らの督促もなくなされた本件処分は、合理性を欠き、違法である。

(2) 負担金の納付について

審査請求人は、処分庁からの教示に従い、平成31年4月2日に70万円、同月3日に42万2000円、同月12日に22万円をそれぞれ支払い、未納金134万2000円を完納した。

本件処分は、負担金の未納を理由とする処分であるところ、審査請求人は、本件聴聞後約2週間で完納している以上、本件処分に合理的理由はないといわざるを得ない。また、本件処分がなされるまでに、既に約112万円を納付しており、完納とはいわずとも、ほぼ全額が支払われている状況においてなされた本件処分は、裁量権を逸脱し、違法である。

(3) まとめ

以上のとおり、本件処分は違法であるから、その取消しを求める。

(審査請求書)

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、審理員の意見と同旨であり、おおむね以下のとおりである。

1 本件聴聞から本件処分までの期間について

本件聴聞に係る聴聞調書によれば、審査請求人は、負担金の未納に関する事実関係を認めている。事実認定の判断を左右し検討を要する事実がなかったことは明らかであることから、本件聴聞から本件処分までの期間が約2週間であったとしても、本件処分を行うに当たって合理性を欠くものとはいえず、本件処分を違法又は不当なものということはできない。

2 負担金の納付について

本件聴聞が実施された後、審査請求人から、平成31年4月2日に70万円、同月3日に42万2000円、同月15日に22万円の未納金の支払がそれぞれあったことが認められる。

しかし、これらは、平成31年3月28日の本件聴聞実施後に支払われたものであり、本件負担金納付命令において納付期限とされた同年1月17日を経過している。したがって、上記未納金は、本件負担金納付命令において指定された納付期限までに支払われておらず、タク特法37条8項の規定に違反していることは明らかであることから、本件負担金納付命令に違反した

としてなされた本件処分について、違法又は不当なものということとはできない。

なお、審査請求人は、本件聴聞の場において、早急に未納金を支払うことを約束し、これに対して処分庁から、未納金を支払えば許可を取り消すつもりはないことを言われたとし、その議事録も作成されていると主張するが、聴聞調書によれば、処分庁は、審査請求人に対し、予定される不利益処分の内容として、タク特法52条1項に基づく許可の取消処分となることを説明したことが認められ、審査請求人が主張するような、未納金を完納すれば本件処分をしない等の約束や教示を処分庁がすることは、法令等の内容に照らして認め難い。

3 まとめ

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

(1) 本件では、審査庁による審査請求受付がなされたのは平成31年4月24日であるが、当審査会に諮問がなされたのは、その後1年4か月以上も経過した令和2年9月9日である。その間の審理手續の経過を見るに、反論書の提出期限とされた令和元年8月26日までに反論書は提出されていないところ、再度反論書の提出期限を同年10月16日と設定した上、同期限までに反論書が提出されていないのに、その後7か月以上も経過した令和2年6月2日に審理を終結した旨を審理関係人に通知している。これだけの長期間を掛けなければ審理員意見書を作成できなかった事情も見当たらず、迅速な審理手續を実現するための改善が望まれる。

(2) 上記(1)で指摘した点以外には、本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認められる点はうかがわれない。

2 本件処分の適法性及び妥当性について

本件処分は、審査請求人がタク特法37条8項に基づく命令に違反したとして、タク特法52条1項に基づきなされたものである。

タク特法37条6項及び同条7項は、適正化事業実施機関は、納付義務者が納付期限までに負担金を納付しないときは期限を指定して督促しなければならず、納付義務者が指定期限までに納付しないときは国土交通大臣にその旨を申し立てることができる旨規定し、同条8項は、国土交通大臣は、同条7項の申立てがあったときは、納付義務者に対し、適正化事業実施機関に負担

金等を納付すべきことを命ずることができる旨規定しているところ、処分庁は、本件適正化事業実施機関による申立てを受けて、審査請求人に対し、納付期限を平成31年1月17日とし、本件適正化事業実施機関に負担金を納付すべきことを命ずる本件負担金納付命令を出している。

審査請求人は、上記納付期限までに負担金213万2000円のうち70万円しか納付しておらず、本件負担金納付命令に違反している。

タク特法52条1項は、負担金納付命令の違反があった場合、6月以内の期間を定めて輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは当該事業の停止を命じ、又は当該事業の許可を取り消すことができる旨規定しているのであるが、これらのいずれかの処分をするか否か、するとしてどの処分を選択するかは、処分庁の合理的裁量に委ねられているというべきである。

本件では、負担金納付命令に違反したとして許可取消処分を行うのが合理的裁量の範囲内であるかが問題である。

審査請求人は本件処分の通知書が到達する前に負担金を全額納付していることを考えると、それにもかかわらず許可取消処分を行うのは、いささか厳しいのではないかと考えられる。

しかしながら、上記のとおり、そもそも負担金納付命令が出されるまでには、適正化事業実施機関により督促が行われ、それにもかかわらず納付がされないときに適正化事業実施機関の申立てを経て国土交通大臣による負担金納付命令が行われるという法令の規定から見ると、負担金納付命令違反自体軽微なものではない。

そして、本件においては、納付を命じられた負担金は平成28年2月分以降のもので、審査請求人は相当の期間未納を続けていたこと、同年11月にも負担金納付命令違反により輸送施設の使用停止等命令を受けていること、本件負担金納付命令の納付期限までに支払ったのは213万2000円のうち70万円にすぎないこと、本件負担金納付命令には、納付期限までに完納されない場合には許可取消処分の手続を開始することがある旨明記されていること等の事情が認められる。

これらの事情を併せ考慮すると、本件では納付期限後に負担金が納付されていることを考慮しても、許可取消処分を行うのが合理的裁量の範囲を逸脱したものであるとまでいうことには躊躇せざるを得ず、本件処分が違法又は不当とまでいうのは困難である。

また、審査請求人は、本件聴聞から本件処分までの期間が2週間であり短す

ぎるとも主張するが、納付期限は平成31年1月17日であり、そもそも同日までに負担金を納付しなければならなかったこと、本件負担金納付命令に至るまでにも本件適正化事業実施機関から督促を受けていたこと等も考慮すると、短すぎるとはいえない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求に係る処分は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	交	告	尚	史